

・一役員必携一・

目次

群馬県体操協会規約	1・2・3
高体連体操部規約	4・5
体操協会長賞贈与規定	6
大橋文夫賞規定	6
背番号に関する規定	7
競技順序に関する規定	7
役員編成基準	8
競技服装に関する規定	8
チームリーダーに関する申し合わせ事項	8
大会におけるビデオ・写真撮影許可証について	8
ベスト6選出規定	9
協会旅費支出基準	9
餞別規定・協賛広告申合事項・会計及び監査規定	10
国体の選手選考「推薦」に関する申し合わせ事項	11
日本体操協会・群馬県登録について	11
役員候補者選考に関する内規	11
弔意規定	12
その他	12・13・14

群馬県体操協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本協会は、群馬県体操協会と称する。

第2条 本協会は、事務局を会長所定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、体操の健全な発達と普及につとめるとともに、群馬県のスポーツの発展をはかることを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を果たすために次の事業を行う。

1. 各種競技会、講習会、研究会、実演会等の開催
2. 選手強化育成と指導者の養成
3. 日本体操協会、県体育協会、高・中体連等の諸施策に対する協力
4. 市町村体操協会およびクラブの発展育成に努める
5. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織及び機構

第5条 本協会は、本協会の趣旨に賛同して加入する団体および個人をもって組織する。

第6条 本協会は、本協会の業務を遂行するために次の部を置く。

競技審判部 指導強化部 普及部

第4章 役員

第7条 本協会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 若干名
- 5 競技委員長
- 6 競技副委員長
- 7 常任理事 若干名
- 8 理事
- 9 会計監査 2名

第8条 会長、副会長は、理事会において推挙するものとする。

会長は、本協会を代表して会務を総括する。

副会長は、会長を補佐して会長事故あるときはその職務を代行する。

- 第9条 理事長および副理事長は、常任理事の互選とする。
理事長は、会務を執行する。副理事長は、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- 第10条 常任理事は、理事会において理事のうちから互選する。
上記の外、会長は若干の常任理事を指名することができる。
常任理事は、常任理事会を組織し会務を執行する。
- 第11条 理事は、各登録団体の責任者および会長の推挙するものがこれにあたる。
- 第12条 日本体操協会派遣評議員は、理事長がこれにあたる。 …… この条文は削除する。(平成27年3月7日)
- 第13条 群馬県体育協会評議員は、常任理事の互選とする。
- 第14条 会計監査は、理事会において選出するものとする。
会計監査は、本協会の会計を監査する。
- 第15条 名誉会長・顧問・参与は、理事会において推挙したものを会長が委嘱する。 …… 一部改訂(平成27年3月7日)
名誉会長・顧問・参与は、会長の諮問に応じて本協会の会務に参画する。 …… 一部改訂(平成27年3月7日)
- 第16条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。
- 第17条 本協会は、事務処理のため次の事務局員を置く。
会計 1名 総務 若干名
- 第18条 本協会に部長を置く。
部長は、理事の中から若干名を会長が委嘱する。
部長は、各部門において指導奨励の任務を分掌する。
- 第5章 会議**
- 第19条 会議は、すべて会長が招集する。
- 第20条 総会は、理事会をもってこれにあてる。
- 第21条 理事会は、年1回以上開催し、重要事項について審議決定する。
- 第22条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。可否が同数であるときは、会長の決するところによる。
- 第23条 常任理事会は、必要に応じて随時開くことができる。
- 第24条 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。
- 第25条 会長は、緊急を要し、常任理事会を招集することができないと判断した場合は、事を先決することができる。
ただし、先決処理した場合は、次回の常任理事会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 会計

第26条 本協会の経費は、次に掲げるものから支弁する。

1. 補助金
2. 寄付金
3. 登録料
4. 分担金
5. その他の収入

第27条 本協会の会計年度は、2月1日にはじまり翌年1月31日に終わる。

第28条 本協会の決算は、会計年度終了後会計監査を経たうえ、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第7章 付則

第29条 本規約は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付則

本規約は、昭和40年4月1日より施行する。

昭和46年4月1日に、会名、組織名の一部を改正。

昭和53年(会計年度)改正。

昭和54年(第6条, 7条)改正。

昭和55年(第6条)改正。

昭和56年(第7条)改正。

昭和60年(第7条の5)改正。

平成 3年(第7条, 15条, 17条)改正。

平成 5年(第15条)改正。

平成10年(第7条)改正。

平成13年3月3日(第25条)挿入。(以下繰り下げ)

群馬県高等学校体育連盟体操部規約

1979(昭和54)年2月23日制定

第1章 名称

第1条 本部会は、群馬県高等学校体育連盟体操部(以下高体連体操部)と称する。

第2章 目的

第2条 本部会は、高体連規約第3条にもとづき、高等学校における体操競技・新体操の健全な発達をはかることを目的とする。

第3章 組織

第3条 本部会は、高体連規約第5条にもとづき、各高等学校(含定通)体操部をもって組織する。

第4条 本部会の事務局は、委員長勤務校に置き、必要に応じて業務を分担することができる。

第4章 事業

第5条 本部会は、第2章第2条に定めた目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大会の開催
2. 講習会の開催
3. 関係諸団体との連携
4. その他目的達成に必要な事項

第5章 役員

第6条 本部会は、高体連専門委員規定3条にもとづき、次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 部長 | 1名 |
| 2 副部長 | 若干名 |
| 3 委員長 | 1名 |
| 4 副委員長 | 2名以内 |
| 5 地区委員 | 若干名 (含協会代表1名) |
| 6 技術部長 | 4名 (C1, C2, C3, C4各1名) |
| 7 会計 | 1名 |
| 8 会計監査 | 2名 |

第7条 役員の任期は、高体連規約第11条に準じ2年間とする。

但し、再任は妨げない。なお、事故等により任期の途中で欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残りとする。

第8条 第6条8を除く役員を常任委員といい、常任委員は、役員選考委員会で推薦し、理事会(総会以下同)で決定する。

第9条 役員選考委員は、当分の間常任委員がこれにあたる。

第10条 部長は、原則として委員長勤務校の校長があたり、本部会を代表し、会務を総括する。

第11条 委員長は、業務をつかさどり、部会の代表者として諸会議に出席する。

第12条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその任務を代行する。

第13条 理事会は、体操部登録校の顧問1名と常任委員で構成する。

第6章 会議

第14条 会議はすべて部長が招集し、部長が議長となる。部長が事故あって会議に出席できない場合は、委員長が代行する。

第15条 理事会は年1回以上開催し、重要事項について審議決定する。

第16条 理事会は、理事の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第17条 常任委員会は、必要に応じて随時開くことができる。

第18条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席を要し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第19条 各技術部、強化部等専門部会は、常任委員会の議を経て必要に応じて組織し、随時会議をもつことができる。

第20条 部長は、緊急を要し、常任委員会を招集する暇がないと判断した場合は、事を専決することができる。

但し、専決処理した場合は、次回の常任委員会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 会計

第21条 本部会の収入は、次に掲げるものから得るものとする。

1. 高体連及びその他の団体からの補助金
2. 大会参加料
3. その他の収入

第22条 本部会の収支予算は、常任委員会で構成し、理事会の承認を得なければならない。

第23条 本部会の会計年度は、2月1日にはじまり、翌年1月31日に終わる。

第24条 会計は、本部会の決算を会計年度終了後、会計監査を経た上、理事会に報告し、承認を得なければならない。

第25条 会計監査は、本部会の会計を毎年1回以上監査し、その結果を理事会に報告しなければならない。

第8章 附則

第26条 本規約にない事項は、高体連規約、同雑則、同専門委員会規定に準ずる。

第27条 本規約は、理事会の議を経なければ改定することができない。

附則

本規約は、1979(昭和54)年2月23日より施行する。

群馬県体操協会会長賞贈与規定

平成25年3月2日一部改定

「目的」

第1条 会長賞は、本県体操界の模範となる優秀選手を表彰して、体操の普及向上をはかることを目的とする。

「受賞者の選考」

第2条 会長賞は、その年(1月～12月)において、次の要件をみたす優秀選手でなければならない。

(1)競技場における態度が高潔であって、日常の競技生活もまた模範的であるもの。

(2)全国大会において下記の成績をあげたもの。

- ① 団体優勝
- ② 個人10傑
- ③ 種目別優勝

「受賞者の資格」

第3条 受賞者は、常任理事会において選考する。

「表彰の期日」

第4条 表彰は、毎年理事会において行う。

「表彰の方法」

第5条 表彰は、記念品を授与して行う。

付則

この規定は、昭和46年4月1日から施行する。

「表彰・賞の推薦基準(大会)」

※対象となる大会…最高権威の大会、それと同等の大会。

- | | | |
|----------------------|-------------|-------|
| ①オリンピック | ②世界選手権 | ③Wカップ |
| ④全日本選手権 | ⑤全日本社会人(1部) | |
| ⑥国民体育大会 | ⑦全日本学生選手権 | |
| ⑧全国高校選手権 | ⑨全国高校選抜 | |
| ⑩全国中学生大会 | | |
| ⑪全日本ジュニア選手権(1部・Aクラス) | ⑫全国U-12 | |
| ⑬全日本ジュニア新体操選手権大会 | | |

大橋文夫賞規定

※ 当該年で、もっとも指導的功績をあげたものに贈呈される。

以上

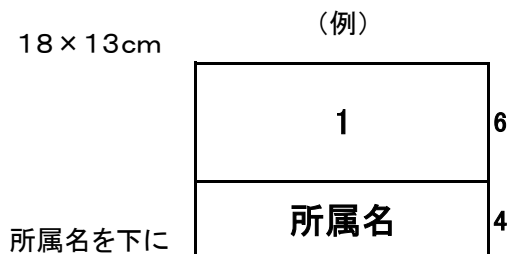
※ 県内大会の幾つかの問題に対して規定をつくるが、この規定にないものは、当然日本体操協会の競技規則・採点規則又は過去の慣例に従うものである。
制定年月日 平成3年2月23日

群馬県体操協会・群馬県高体連体操部・群馬県中体連体操部

背番号に関する規定

平成22年3月6日一部改定

2 . 少年(高校生) → 学校名(高体連略称)またはクラブ名1～最後まで通し番号とする。



※ 新体操は、個人のみにする。(プログラムには、通し番号と上の番号を書く)
男子→黒字 女子→赤字とする。

3 . 中学生

→ 高校生と同じ(体操協会主催 県選手権大会)
ただし、中学校春季大会・夏の総体・秋の新人大会は、中体連の決めによる。

4 . 小学生

→ 高校生と同じ。女子3部については大会要項による。

競技順序決定に関する規定

1 . 成年

→ 前年度成績を参考にする。

2 . 少年(高校生)

→ 前の大会成績を基準にシード制をとり、プログラム編成会議で決定する。
(新人大会は参考とする)

3 . 中学生

→ なるべく所属ごとのオープン抽選による。(県選手権大会)
中体連の大会は、中体連の決めによる。
(春季大会の成績で夏の総体に推薦されるチーム・個人以外は、オープン抽選)

4 . 小学生

→ できる限り所属ごとの組とし、オープン抽選とする。
(2班に編成される場合は、前の大会を参考にシード制をとる)

役員編成に関する規定

平成18年3月11日一部改定

1. 審判長は、各審判競技部長があたる。
審判競技部長が不在の場合は、審判競技部長はあらかじめ委員長(高体連)または競技委員長(協会)と協議し、監督審判会議で承認を得る。
2. 主任審判員は、審判競技部長が1種審判資格取得者のなかから選任するものとする。
1種審判員が不足する場合は、委員長または競技委員長の了解を得て、2種審判員を選任してもよい。
3. 審判員は、資格・所属・年齢等を考慮し編成する。
なお、4審制が充足されない場合は、審判長は、委員長または競技委員長と協議し、3審制、2審制をとることができる。
4. 裁定審判部は、委員長(高体連)または競技委員長(協会)・該当審判長・該当主任審判員で構成し、問題に対処する。
5. 会場主任、補助役員、本部記録等の役員は、総会、プログラム編成会議で決める。

競技服装に関する規定

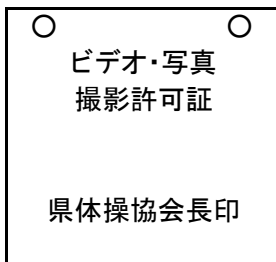
日本体操協会規則に準ずる。

チームリーダーに関する申し合わせ事項

指導者は、小・中・高・成年とも審判員を行う指導者との公平を期すため、チームリーダーにつけない。

但し、小学生大会については、危険を伴う場合がありますので、出場者関係のチームリーダーがいない場合に限り、審判・監督会議の了解を得て、指導者がチームリーダーになれるものとする。

大会におけるビデオ・写真撮影許可証について



大会における選手のビデオ・写真撮影は、大会関係者(指導者、所属関係者、家族等)に限り撮影を認める。
(目的外撮影の防止を図る)

撮影許可証・・・大会ごとに、主催者が用意する。(県協会・高体連)
所属校・クラブで撮影許可証を入れる「ケース」を必要数用意し、
撮影者は必ず許可証を胸前に下げる。
ケースサイズは、A5版の(タテ)タテ21cm、ヨコ15cmが入るケースとする。

ベスト6選出に関する基準

平成19年3月10日一部改定

1 . 成年

県選手権大会(国体予選)・国体関東地区大会・全日本大学選手権大会等を参考に決める。

2 . 少年(高校生) ※(新体操は、個人のみとする)

・県内3大会(高校総体・県選手権大会・国体予選)のうち2大会以上出場していること。

・県外4大会(関東大会・全国高校総体・国体関東地区大会・国体本大会)のうち2大会以上出場していること。

(1)県内大会の同じ大会の成績を優先して比較する。

(2)出場している大会が異なる場合は、同じ大会の成績で比較する。

(3)それでも判断できない場合は、1年間の総合成績でランクをつける。

3 . 中学生 ※(新体操は、個人のみとする)

原則として、県内2大会(春季大会・県中学総体)で決める。

県外大会は参考とする。

4 . 小学生

県内2大会(小学生総体・県選手権大会)で決める。

一部の選手が6名に充たない場合は、二部から引き上げる。

群馬県体操協会旅費支出基準

平成6年2月25日制定

平成7年2月24日一部改定

群馬県体操協会の旅費支出基準は、次の通りとする。

1. 交通費 : 自宅と用務先との最寄り駅の実費とする。
(最寄り駅より用務先まで1km以上の場合は、タクシー料金を含む)
特別急行料金は、100km以上の場合支給する。
新幹線料金は、新幹線のみで100km以上の場合に支給する。
航空運賃は、原則として支給しない。ただし、緊急を要する場合は、会長の了解を得て支給する場合もある。
2. 宿泊費 : 特定の指定等のある場合は、実費。
特に指定のない場合は、1泊10,000円(含食費)を支給する。
用務の日程により、泊数を配慮する。
3. 日 当 : 1日1,500円とする。
(会議のみの場合は、別に昼食費1,000円)
用務の日程により、日数を配慮する。

※1)群馬県体操協会の用務期間中に、他の用務で他の団体等から旅費支給がある場合は支給しない。

2)旅費の支給は、会長の承認を得て、理事長の指示により会計が支払いするものとする。

3)旅費支給の具体的事項

- ①日本体操協会評議員会
- ②全国代表者連絡会
- ③関東体操協会理事会
- ④国体関東ブロック派遣審判員
- ⑤その他会長が認めた諸会議・諸行事

以上

餞別規定

平成6年2月25日制定
群馬県体操協会

群馬県体操協会下の選手・役員が下記の国際大会に、正式メンバーとして参加する場合、激励を込め餞別金を贈るものとする。

- 1 オリンピック大会 各30,000円
- 2 世界選手権大会 各30,000円
- 3 アジア大会 各20,000円
- 4 上記以外の国際大会 各20,000円

※ 特別会計(2)より支出する。

以上

各種協賛広告についての申し合わせ事項

平成6年1月28日 常任理事会

各地域体操協会は、事務局より提示された課題を越えて協賛広告を集めた場合は、各地域協会へ還元してもよいこととする。

(その場合は申告する)

会計及び監査規定

- 1 予算は、前年度参考に会計係が理事長と相談して原案を作り、理事会(総会)の承認を得る。
- 2 決算は、会計監査を経た上で、理事会(総会)の承認を得る。
- 3 会計監査は、会長又は理事長の出席のもとに行うものとし、監査は、現金出納帳・出入金伝票・証拠書類・預金通帳・備品台帳を厳格に行う。
- 4 会計係は、上記の諸帳簿を5年間保存する。

国体の選手選考「推薦」に関する申し合わせ事項

平成25年6月29日改正

国体出場には「県予選会へ出場する」ことが原則である。

ただし、「関東ブロック大会の通過」「国体入賞」を目標と定め、下記に該当する場合は推薦することがある。

(1)体操競技 成年の部

「大学の事情等により、やむを得ず予選会に出場できない学生で当該年度の大会において優秀な成績を収めた者は、選考会議へ推薦することもある。」

(2)体操競技 少年の部

「関東高校選手権大会において個人総合10位以内に入った者で、やむを得ず予選会に出場できない生徒は、選考会議へ推薦することができる。」

(3)上部団体の開催行事参加により、やむを得ず予選会に出場できない場合は、選考会議へ推薦することができる。

日本体操協会・群馬県登録について

平成21年3月7日 制定

○日本体操協会への登録(役員・指導者・選手・審判)は、すべて群馬県体操協会を経由して行います。

○希望者全員が登録できます。

○審判員の登録は毎年行います。

Web登録になりました。

役員候補者選考に関する内規

平成25年3月2日 制定

役員候補者選考は、会長により選考された委員(会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長)の構成により「役員候補者選考委員会」を設置し選考する。

その他(弔意規定・使用体育館施設等)

平成4年1月31日 確認
平成19年3月10日一部改定

1. 弔意規定

- ◎ 群馬県体操協会・群馬県高等学校体育連盟体操専門部役員及び配偶者・両親(実父母)のご逝去に対しては、それぞれの団体から生花。役員・関係者に対し、連絡をする。
その他必要に応じて、事務局、常任理事会で検討し、対処する。

2. 民間クラブの群馬県体操協会加盟の基準

1. 群馬県体操協会の強化方針に対して、協力をする。
2. 加盟金 年間10,000円を負担する。
3. 群馬県体操協会役員(会長推薦常任理事)を輪番制で出すことができる。
(群馬Jr・シコン→タケダ・高崎Jr 13年度より2名)

3. 関係団体が使用する施設

1	ヤマト市民体育館前橋	〒 371-0816	前橋市上佐鳥町640-1	TEL	027-265-0900
				FAX	
2	ALSOKぐんまアリーナ	〒 371-0047	前橋市関根町800	TEL	027-234-1200
				FAX	027-234-1215
3	高崎アリーナ	〒 370-0846	高崎市下和田町4-1-16	TEL	027-329-5447
				FAX	027-329-5448
4	高崎市立浜川体育館	〒 370-0081	高崎市浜川町208	TEL	027-344-1551
				FAX	
5	伊勢崎市民体育館	〒 372-0002	伊勢崎市堤西町93	TEL	0270-23-7015
				FAX	
6	桐生市民体育館	〒 376-0011	桐生市相生町3-300	TEL	0277-52-2362
				FAX	
7	太田市民体育館	〒 373-0817	太田市飯塚町1059	TEL	0276-45-8118
				FAX	
8	館林市民体育館	〒 374-0017	館林市つつじ町14	TEL	0276-74-2611
				FAX	
9	いずみ総合公園町民体育館	〒 370-0533	大泉町仙石3-22-1	TEL	0276-63-5250
				FAX	
10	渋川市総合公園体育館	〒 377-0023	渋川市明保野4237	TEL	0279-24-0535
				FAX	
11	安中市総合体育館	〒 379-0116	安中市安中1531-1	TEL	027-382-2500
				FAX	

4 体操クラブ (創設順)

1	桐生体操クラブ(S51. 6. 6)	〒	376-0002	桐生市境野町7-1783-25	TEL	0277-44-8978
	代表				田口四郎	FAX
2	アイハラ体操クラブ(S54. 9)	〒	370-0026	高崎市下滝町787-1	TEL	027-352-4111
	代表				相原俊子	FAX
3	タケダ体操クラブ(S60. 4)	〒	379-2221	伊勢崎市国定町1丁目977-7	TEL	0270-63-0601
	代表				武田國廣	FAX
4	高崎ジュニア体操クラブ(S61. 10)	〒	370-0071	高崎市小八木町759-1	TEL	027-363-5671
	代表				小野秀一	FAX
5	高崎新体操クラブ(H3. 4)	〒	370-0861	高崎市八千代町1-12-21	TEL	027-326-7278
	代表				高見澤美枝	FAX
6	群馬ジュニアスポーツクラブ(H5. 4)	〒	379-2143	前橋市新堀町721-26	TEL	027-265-5658
	代表				後藤信彦	FAX
7	シコンスポーツクラブ(H10. 5. 1)	〒	370-1213	高崎市山名町132	TEL	027-347-7707
	代表				栗原 弘樹	FAX
8	前橋ジムナストクラブ(H13. 4. 1)	〒	371-8510	前橋市荒牧町4-2 群馬大学教育学部 新井研究室内	TEL	027-220-7320
	代表				塩原 茂	FAX
9	さくraisportsクラブ(H15. 5. 1)	〒	379-2311	みどり市笠懸町阿左美道上2700-2	TEL	0277-76-9458
	代表				櫻井孝雄	FAX
10	PIXIEGYMNASTICS CLUB(H17. 9. 1)	〒	370-0861	高崎市八千代町1-16-21	TEL	027-321-3753
	代表				町田聡美	FAX
11	藤岡新体操クラブ	〒	370-0058	高崎市九蔵町50-1	TEL	027-322-6932
	代表				伊藤久子	FAX
12	前橋ジュニア新体操クラブ(H22. 7. 1)	〒	379-2152	前橋市新堀町721-26下大島町604-2	TEL	080-2011-0277
	代表				平山未織	FAX
13	馬先生体操教室(H23. 10. 1)	〒	371-0837	前橋市箱田町1040-7	TEL	080-6678-1976
	代表				馬 景華	FAX
14	誠心体操クラブ(H24. 4. 1)	〒	371-0844	前橋市古市町203-1	TEL	090-7922-4574
	代表				相馬良太	FAX
15	煌体操クラブ(H24. 5. 1)	〒	370-0864	高崎市石原町2441-9	TEL	027-333-4478
	代表				山田辰也	FAX

5 関係機関

1	県庁 スポーツ振興課	〒	371-0026	前橋市大手町1-1-1	TEL	027-223-1111
					FAX	027-252-7762
2	群馬県高体連事務局	〒	371-0805	前橋市南町4-21-37(前橋商業)	TEL	027-224-5046
					FAX	027-221-9606
3	群馬県中体連事務局	〒	371-0027	前橋市平和町2-13-24(前橋三中)	TEL	027-233-6651
					FAX	027-233-6651
4	群馬県スポーツ協会	〒	371-0047	前橋市関根町800(県総合スポーツセンター)	TEL	027-234-5555
					FAX	027-234-5926
5	日本体操協会	〒	150-8050	東京都渋谷区神南1-1-1(岸記念体育会館内)	TEL	03-3481-2341
					FAX	03-3481-2344
6	全日本ジュニア体操クラブ連盟	〒	103-0027	東京都中央区日本橋1-17-6	TEL	03-3281-7788
					FAX	03-3281-7666